

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大橋 一彦	他の会社の出身者							△	△			
田中 治	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 一彦	○	社外取締役の大橋 一彦氏は、2011年3月まで当社の主要株主である株式会社フジクラの代表取締役会長を務めており、現在は同社の相談役に就任しております。なお、当社は株式会社フジクラとの間に製品販売等の取引関係がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は僅少です。	大橋 一彦氏は、株式会社フジクラにおいて相談役を務めており、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を有しており、当社の経営全般について、経営者の見地から提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が維持できることから社外取締役・独立役員として相当であると判断しております。 なお、同氏は2011年3月まで当社の主要株主である株式会社フジクラの代表取締役会長でしたが、同氏個人と当社との間で特別な利害関係はありません。また、同社は当社との間に当社製品の一般的商取引がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は僅少であり、当社の経営に重大な影響を与えるものではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれなく独立役員として適当と判断しております。
田中 治	○	_____	田中 治氏は、第一東京弁護士会に所属する弁護士であり、法律に関する専門的な知見を有しております。その専門的見地から客観的及び中立的に、当社の経営全般への助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が維持できることから社外取締役・独立役員として相当であると判断しております。 なお、同氏は、阿部・田中法律事務所に所属しており、当社は阿部・田中法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが金額的に少額であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれなく独立役員として適当と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人である新日本有限責任監査法人と定期的に会合を持ち、監査内容の報告を受けるほか、監査計画・実施状況について情報を共有しております。さらに監査役は、会計監査人と相互に連携し、監査の実効性の向上を図っております。
当社は内部監査部門として監査室を設置しており、監査役と監査室は互いの監査状況について適宜情報を交換しているほか、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、監査室はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中 光好	他の会社の出身者										○	○		
渡邊 孝	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中 光好	○	社外監査役の中 光好氏は、藤倉ゴム工業株式会社の代表取締役社長に就任しております。当社は、藤倉ゴム工業株式会社との間に、製品販売等の取引関係がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は僅少です。また、当社と同社の間には社外監査役の相互就任の関係にあります。	中 光好氏は、藤倉ゴム工業株式会社に代表取締役社長を務めており、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を有しており、当社の経営全般について提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が維持できることから、社外監査役・独立役員として相当であると判断しております。 なお、同氏は藤倉ゴム工業株式会社の代表取締役社長ですが、同氏個人と当社との間で特別な利害関係はありません。また、同社は当社との間に当社製品の一般的商取引がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は僅少であり、当社の経営に重大な影響を与えるものではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれなく独立役員として適当と判断しております。
渡邊 孝	○	――	渡邊 孝氏は、公認会計士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その専門的見地から客観的及び中立的に、取締役会・監査役会において当社の財務及び会計への助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が維持できることから社外監査役・独立役員として相当であると判断しております。このようなことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく独立役員として適当と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4 名
--------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
ストックオプションは過去に検討いたしましたが、役員・従業員の規模が小さいため、政策として採用いたしませんでした。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
全取締役、全監査役、社外役員に分けて開示を行っております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬は、取締役会で一定の基準に基づいて審議され、株主総会で決定された範囲で決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催の際には、あらかじめ検討が必要と思われる重要案件については、資料を事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会を設置しております。10名の取締役(うち2名の社外取締役)と1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成されております。

・主な機能について

(1)取締役会は8名の取締役と2名の社外取締役で構成されております。意思決定機関である取締役会及び常務会は、会社全体の経営課題について討議、審議、決定しております。また、取締役及び各部門長で構成される事業幹部会議が毎月定期的に開催され、事業運営の効果的な展開を推進しております。

(2)当社は会社法に基づき、監査役によって構成される監査役会を設置しております。監査役会は、3名で構成されております。監査役3名のうち2名が、社外監査役です。

(3)当社は経営に関する重要事項については、顧問弁護士によるアドバイスを受ける体制をとっております。

(4)取締役の報酬は、取締役会で一定の基準に基づいて審議され、株主総会で決定された範囲で決定されております。

(5)監査役の報酬は、監査役会で一定の基準に基づいて審議され、株主総会で決定された範囲で決定されております。

・監査役の機能強化に向けた取組状況について

各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は常務会にも出席しており、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと、業務・会計の両面から経営の監査を行うことを目的として、監査計画に基づき定期的な監査を各業務部門及び管理部にて実施しており、その結果、監査役会で検討を行った後、取締役会をはじめ本社管理本部に情報提供され、経営改善につなげております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が選任している社外取締役1名および社外監査役1名は、経営に対する知見と経験を有しており、他の社外取締役1名は弁護士の資格を、社外監査役1名は公認会計士の資格をそれぞれ有しております。それぞれ客観的および専門的な立場から、経営全般への助言・提言をいただくことによって、経営の監視・監督機能の強化を図っております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 変更

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の定時株主総会の招集通知は、同年6月3日付けで発送しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算説明会・第2四半期決算説明会を開催しています。その他、随時投資家の要請に応じて行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知、決算短信、有価証券報告書、Business Report(事業報告書)などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001、OHSAS18001を全社一括(メディカル材料部を除く)取得しており、年1回安全・環境報告書を作成し、公表しております。また、社会福祉法人『藤倉学園』等に対して定期的に寄付を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる当社グループ（以下当社と当社の子会社を「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制にかかる規定を制定し、取締役・使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設け、グループ全社とのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。当社監査室はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に当社取締役会及び監査役会に報告される。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、法令・社内規定に基づき、文書等の保存を行う。情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する規程を定めて対応する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、環境・安全リスクについては環境安全部が取得している環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムに基づいて運営を行う。品質管理リスクについては品質保証部が取得している品質マネジメントシステムに基づいて運営を行う。経理面においては、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、経理部が計数的管理を行う。当社グループは、平時においてはリスク管理全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設け、有事においては当社取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を、原則として毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役が出席する常務会を毎月1回、必要に応じ随時開催し、業務執行に関する基本的事項に係る意思決定を機動的に行う。社長以下取締役及び経営幹部をメンバーとする事業幹部会議を月1回開催し、各年度の予算の進捗状況及び対処すべき課題につき検討を行う。当社グループの業務の運営については将来の事業環境を検討し、3年をサイクルとする中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全社的目標を設定している。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに総務部がグループ全体のコンプライアンスを統括する体制とする。また、グループ共通の「藤倉化成グループ コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。当社子会社は社内規程に基づき、事業の執行状況、財務状況その他の重要な事項について、当社への定期的な報告をする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する監査役の指示の実行性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人の配置を求めたときは、必要な使用人を配置し、その使用人は、取締役の指揮・命令を受けない使用人とする。監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の事前の同意を必要とする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに当社監査役に報告する。当社グループは、「ホットライン規定」を定め、グループ内部通報制度を整備する。当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的にかつ必要な場合は直ちに当社監査役に報告する。「ホットライン規定」において通報者は、当該通報をしたこと自体による解雇その他不利益な取扱いを受けないことを規定する。当社グループの取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合は、すみやかに報告する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役の職務の執行に通常要する費用については、予算を設けてこれを支弁する。監査役がその職務の執行について、当社に対し予算を超える費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めこととする。常勤監査役は、当社の取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため常務会などの重要な会議に出席するとともに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求めることとする。監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、反社会的勢力による不当要求事業等の発生時は、警察等関連機関とも連携して対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係遮断を「藤倉化成行動規範」に規定し、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、総務部を対応統括部署として、警察等関連機関、弁護士とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

＜適時開示体制の概要＞

当社は、適時開示規則のみならず、東京証券取引所の諸規則および金融商品取引法の関係法令に則り、以下の体制で適時かつ適切な情報をすべての投資家に平等に開示するように努めております。

1. 情報開示担当者

当社は次のメンバーを情報開示の担当者として定め、これら情報開示担当者が情報の開示にあたることとしております。

- ・常務取締役管理本部長
- ・総務部長
- ・経理部長

2. 開示

取締役会等意思決定機関で決定された事実や決算に係る情報は、情報開示担当者のうち社内情報管理を分掌する常務取締役管理本部長が、適時開示規則に従って開示を行うこととしております。

情報の開示については、常務取締役管理本部長の指示に基づき、経理部または総務部が作成した開示資料を、株式会社東京証券取引所の適時情報開示システム(TDnet)で提出し、常務取締役管理本部長が株式会社東京証券取引所へ説明した後、開示しております。

3. 問い合わせ窓口の特定

当社は、一般社員が投資家から質問等を受けた場合には、情報開示担当者に連絡して、情報開示担当者が対応することとしております。

【参考資料：模式図】

